

一票で かわる 未来!!

選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられ、若い世代の意見がもっと政治に反映されるようになりました。選挙は、私たちの代表を選ぶとともに、現在そして未来の日本のあり方を決める大切な機会です。



選挙はいつからできるの?

例えば、7月10日が参議院議員通常選挙の投票日の場合、誕生日によって候補者を応援する選挙運動や選挙権が次のようになります。



18歳の誕生日	選挙権	選挙運動	選挙運動の注意点
6月23日以前	○	○	6月22日(公示日)から7月9日(投票日前日)まで選挙運動可能
6月24日～7月10日(投票日)	○	△	誕生日前日から7月9日(投票日前日)まで選挙運動可能
7月11日	○	×	誕生日前日は投票日のため、選挙運動はできない
7月12日以降	×	×	

同じクラスに17歳の人と18歳の人がいるけど。

してもいいこと……

満18歳(有権者)になれば 選挙運動が可能になります。

- ・友人・知人に直接投票や応援を依頼する。
- ・電話により投票や応援を依頼する。
- ・自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込む。
- ・選挙運動メッセージをSNSなどで広める。
- ・選挙運動などの様子を動画サイトなどに投稿する。



してはいけないこと……

(公職選挙法違反になるおそれもあります)

- ・選挙運動が可能な期間以外に選挙運動をする。(ホームページやSNS等を利用して行うことを含む。)
- ・満18歳未満の人が選挙運動をする。(ホームページやSNS等を利用して行うことを含む。)
- ・有権者(候補者や政党等以外の人)が電子メールを使って選挙運動をする。
- ・ホームページや電子メール等を印刷して頒布する。
- ・候補者に対して、悪質な誹謗中傷行為をする。
など

選挙へGo!

投票ってこんなに簡単

投票は、投票日当日に指定の投票所で行います。

STEP①

投票所入場券に書いてある投票所へGo!



STEP②

受付で名簿と照合、投票用紙を受け取る。



STEP③

記載台で候補者の氏名（または政党名）を記入。



STEP④

投票箱に投函して終了!



候補者や政党の情報はこう集める!

●インターネット



●選挙公報



●マニフェスト



●政見放送



●街頭演説



●公開討論会



こんなときどうすればいいの?

選挙Q&A

Q

私は18歳ですが、18歳の同級生から「今度、食事おごるから」とか「宿題を代わりにやってあげるから」と言われ、「その代わり、次の選挙では〇〇さん（〇〇政党）に投票してね」と言われました。このようなことは許されるのですか。

A

同級生があなたに特定の候補者を当選させる目的で、飲食物や労務の無償提供などの利益の提供を申し出ることは、選挙運動期間の内外を問わず、買収罪に問われるおそれがあります。

なお、利益供与を受けた場合、あなたも自身も買収罪に問われるおそれがあります。



利益の提供等がなくても、もし、選挙運動期間外に、あなたに同級生が特定の候補者への投票を呼びかけるような選挙運動を行った場合は、公職選挙法に違反します。

「三ない運動」って知っていますか?

政治家や候補者は選挙区内の有権者に対し、寄付をすると処罰されます。また有権者が寄付を求めることもできません。

みんなで徹底しよう「三ない運動」

- 政治家は有権者に寄付を **贈らない!**
- 有権者は政治家に寄付を **求めない!**
- 政治家から有権者への寄付は **受け取らない!**

Q

投票日の日曜日は部活動の試合があるため、投票に行けません。どうすればいいですか?

A

投票日当日の投票は原則として、7時から20時まで可能ですが、理由があって、投票日に行くことができない場合は**期日前投票**という制度があります。

なお、期日前投票所に行った際にその時点で満18歳に達していない場合は、期日前投票ではなく、**不在者投票**をすることとなります。

Q

Twitterで候補者のツイートをリツイートしてもいいですか。

A

リツイートは選挙運動に当たるので、18歳以上の人はできます。18歳未満の人は選挙運動が認められないので、リツイートすると公職選挙法違反となるおそれがあります。

LINEやFacebookでも同様です。



詳しく知りたい人は次のHPを参考にしてください。

総務省「なるほど選挙!」

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/index.html

明るい選挙推進協会

<http://www.akaruisenkyo.or.jp>